宗制審議会　総長挨拶**【教学部分】　　　　　　　　2018/06/14**

*他の挨拶・・に続いて*

（さらに）教学部関係の規程変更案、特に教育規程には、僧堂の振興に係る重要な変更案を提出いたしております。

宗務総長就任以来、僧堂の振興に関して、常に第一の施策として、掲げて参りました。私の集大成ともいうべき、この議会において、是非筋道を付けておきたいと存じます。

　ご承知の通り、専門部会答申による５項目の実行案を示し、できることから着手しております。前回の宗議会でも「僧堂の継続基準」については、さらに３点の具体的な方針を申し上げました。今回、それを受けまして「すべての専門僧堂の再点検」を具体化する変更案の上程となっております。

後ほど、教学部長より、仔細に渡り、説明をさせていただきますが、私の僧堂振興、僧堂改革、僧堂教育に対する信念と受け止めていただき、委員各位には、何卒ご賛同いただきたく、ここにお願いを申し上げます

私は、総長としての、初めての通常宗議会の後、平成二十七年三月、直ちに着手したのが、「僧堂の振興」に関わる、専門部会でありました。この専門部会は、先月まで計十回の検討を重ねましたが、平成二十八年二月に、五本の矢とも言える施策の柱を策定しました。

すなわち、

　第一に、僧堂に対する補助金について、

　第二に、僧堂での暴力事件、傷害事件の再発防止について、

　第三に、僧堂安居に際する、安居前研修会について、

　第四に、僧堂掛搭僧のためのテキスト作成について、

　第五に、専門僧堂の継続基準について、

であります。

　これらの施策は、着実に実行できることから、進めてまいりましたが、第五番目の「僧堂の継続基準」については、私の掲げる僧堂振興、僧堂改革の根幹とも言えるものであり、関連する規程の変更なくしては、施策の完遂とは言えません。

　前回の宗議会でも申しましたが、この「専門僧堂の継続基準」については、最終方針として、三点を挙げさせていただきました。

　一つ目は、「すべての専門僧堂の再点検」で、あります。全ての専門僧堂より、設置認可申請を再提出願うことを、敢行すべきと考えております。

　二つ目は、「点検の方法の確立」で、あります。視学員視察のあり方を含め、設置要件が遵守されているか、しっかりと点検する制度を見直すことが、肝心であります。

　三点目は、「一定期間を設けての、認可継続の点検」で、あります。継続点検制度を、きっちり構築しなくては、一時的な問題提起となってしまいます。

　さらに、これも前回の宗議会において、申しておりますが、僧堂運営に立つ側としても、掛搭僧を送り出す側にしても、安心してしっかりとした、修行が行える僧堂教育を構築することが、曹洞宗の明日を担う僧侶の輩出に、つながるものと確信いたしております。僧堂の隆替（りゅうたい）こそ、曹洞宗の盛衰につながるとの思いは、就任当初から持ち続けている、**強い強い思いで**あります。

高祖道元禅師様は『正法眼蔵』「安居」の巻におきまして、

『かるがゆえにいふ、安居をみるは、仏をみるなり、安居を証するは、仏を証するなり、安居を行ずるは、仏を行ずるなり、安居をきくは、仏をきくなり、安居をならふは、仏を学するなり。』

と、我々に示されました。

　私たちの安居は、仏と一体であります。すなわち、我々が安居することが、仏に成るということであります。

　今次宗議会に教育規程の変更案を上程いたします。先ほど申し上げた三点を軸に、僧堂認可要件を整備しようとするものであります。また、世情に鑑みて、宗議会において、専門僧堂の認可を見なおす条項を盛り込み、

平成三十四年九月三十日をもって、

　すべての専門僧堂の認可を一旦取消すこと。

　継続して僧堂を設置する場合の認可手続きについて。認可要件および取消し要件について精査し、認可可否についての判断。

　その他、付随する諸要件について、附則を整備する等の、変更案となっております。

　後ほど、議案上程の際、所管部長より、経過を踏まえ、仔細に渡り、説明をさせていただきますが、私の僧堂振興、僧堂改革、僧堂教育に対する信念と受け止めていただき、議員各位には、何卒ご賛同いただきたく、ここにお願いを申し上げます。